奈良市監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施 したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和 2 年 12 月 28 日

奈良市監査委員東口喜代一同中本勝同山本憲宥同伊藤剛

奈 監 第 69 号 令和2年12月28日

奈良市長仲川元庸様 奈良市議会議長三浦教次様 奈良市教育長北谷雅人様

奈良市監査委員東口喜代一同中本勝同山本憲宥同伊藤剛

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施 したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部地域づくり推進課(東寺林連絡所を含む。)

文化振興課 スポーツ振興課

月ヶ瀬行政センター

総務住民課 地域振興課

都祁行政センター

総務住民課 地域振興課

東部出張所 北部出張所

(消防局) 消防課 指令課

(教育委員会)

教育部 教育政策課 教職員課 文化財課 埋蔵文化財調査センター

教育支援・相談課 中央図書館(西部図書館、北部図書館を含む。)

中学校 春日 春日(夜間学級) 富雄第三 田原 都祁

小学校 済美 大安寺 登美ヶ丘 富雄北 富雄第三 田原 都祁

2 監査期間

令和2年10月8日から令和2年12月25日まで

3 監査方法

令和2年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和2年8月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと 認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講 じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規 定に基づき、その旨を通知されたい。

市民部

地域づくり推進課(東寺林連絡所を含む。)

【意見】

奈良市ポイント制度は、高齢者の外出機会の創出や健康への意識付けによる健康寿命の延伸、社会貢献活動への参加による市民参画意識の向上を目的として、平成27年1月から開始され、監査時点では、長寿健康ポイント、ボランティアポイント、健康増進ポイント、健康スポーツポイント、多子世帯支援ポイント及び環境ポイントの6つの事業で実施されている。

奈良市ポイント制度の管理運営を行う事務局(以下「事務局」という。)業務の委託については、制度開始当初の平成26年度にプロポーザル方式により、一般社団法人地域づくり支援機構が選定され、以降は「平成26年度からシステム構築、運営、保守、HP運営の実績があり、他社では技術面で困難」として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号による随意契約で、引き続き一般社団法人地域づくり支援機構が業務を受託している。

市から事務局への支払は、奈良市ポイント制度システム運営業務委託料(以

下「運営委託料」という。)と奈良市ポイント制度ポイント管理業務委託料(以下「管理委託料」という。)の2種類がある。運営委託料(年額約1,720万円)は、ポイント制度全般の運営に関するものである。また、管理委託料(予算額約1,780万円・1ポイントあたり1円(税抜))は、貯まったポイントを特産品等と交換するために用いる原資(以下「原資」という。)であり、市の事業で付与したポイント数に応じて支払われている。

ポイント制度に関わる当事者は、市(地域づくり推進課(以下「制度所管課」という。)、各ポイント事業の所管課(以下「事業所管課」という。)及び 出張所等)、事務局、利用者、加盟店、特産品提供者、金券類の印刷業者及び バス会社等が挙げられる。

ポイント制度における「貯める」、「使う」の流れは以下のとおりである。

「ポイントを貯める」に関する流れ

- ①利用者が、市の指定事業に参加又は加盟店で買物やサービスの提供を受ける。
- ②市若しくは事務局又は加盟店が、利用者にポイントを付与する。
- ③市又は加盟店が、ポイント付与分相当額を月1回事務局へ支払う。

「ポイントを使う」に関する流れ

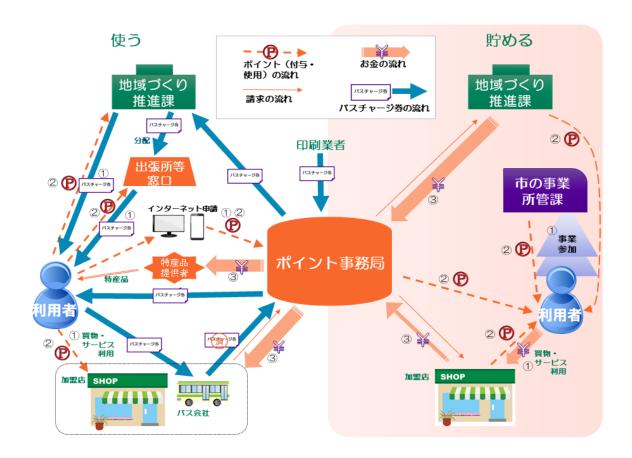
①利用者が、ポイントを使い加盟店で買物、市窓口で金券類(バスチャージ券、 タクシー券及び風呂券)若しくは特産品と交換申請し、又はインターネット を通じて金券類若しくは特産品と交換申請する(バスチャージ券はバス会社 営業所に持参しICカードにチャージする。)。

1

②市若しくは事務局又は加盟店が、利用者が使ったポイントに応じて、利用者のポイントを引き去る。

 \downarrow

③事務局が、利用者によるポイント利用分相当額を特産品提供者、加盟店、バス会社等へ支払う。



これらの流れの中において、以下のような多数のリスクを内包していると考えられる。

リスクとして考えられる点

<ポイントを貯める>

(1)市の事業でポイントを付与する際のリスクについて

- ア ポイント付与が手入力のため、ポイントが本来より多く又は少なく付いてしまうリスクがある(後日付与分を含む。)。
- ウ 利用者の I Cカードがなくてもポイント付与の端末にアクセス可能な者であれば、遠隔でポイントを付けることができ、その際ポイントが本来より多く又は少なく付いてしまうリスクがある。
- エ ポイント付与の端末の一部において、重複付与を認識する設定にしていない ため、同一人に対し同一事業について重複してポイントが付いてしまうリスク がある。

オ 事業の参加記録等を保有する事業所管課と制度所管課との情報共有が図られておらず、ポイント付与実績が正しいかどうかを検証するための突合ができていない。

(2)市の事業で付与したポイント管理委託料を支払う際のリスクについて

ア 事務局からの報告を基に管理委託料を支払っているが、上記(1)のポイント付 与状況の妥当性を制度所管課が検証していないため、事務局からの請求に誤り があっても、間違いに気付かずに支払ってしまう。

(3)ポイント引換えの原資(現金預金)の管理について

- ア 原資(現金預金)残高とポイント残高を事務局が突合しているか制度所管課が把握していないため、原資の入金額、出金額のミスなどがあっても、間違い に気付かない。
- イ 有効期限を迎えたポイントに相当する原資について、事務局から市へ返還を 受けているが、その金額に妥当性があるか制度所管課が検証していないため、 実際に失効したポイントに相当する金額と返金を受けた金額に差が生じてい ても気付かない。
- ウ 市の事業でポイントを付与した場合、制度所管課から事務局へ1ポイントあたり1円に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を加算した金額を支払っているが、上記イの失効ポイント分の返還額には、消費税等が含まれていない。そのため制度所管課が支払った消費税等の現金相当額は事務局内部に滞留していることが考えられる。

<ポイントを使う>

(4)ポイント交換に関するチェックについて

- ア 利用者がポイントと交換する特産品について、その原価に送料や消費税等を加えた金額と交換ポイントは一致することになっているが、事務局と特産品提供者との受渡実態を制度所管課が把握しておらず、差額が生じていないかどうかの確認ができていない。
- イ 利用者のポイントを特産品やバスチャージ券と交換する際、特産品等の払出 額と使用ポイントが一致しているかの突合が事務局において行われているか を制度所管課は把握していない。また、ポイントの引去りは手入力により行われている。そのため、特産品等の払出額と引去りポイントが一致していなくて も気付かない。
- ウ 先述のとおり、市の事業でポイントを付与した場合、制度所管課から事務局 ~1ポイントあたり 1 円に消費税等を加算し(外税)、ポイント交換の原資と

して支払っているが、ポイントを特産品と交換する場合には、事務局が特産品 提供者に対して支払う交換ポイント相当額には消費税等が含まれている(内税) ため、制度所管課が支払った消費税等の現金相当額が事務局内部に滞留してい ることが考えられる。

(参考)

ポイント管理業務委託にかかる支払額の実績データから、そこに含まれる消費税等の現金相当額を見積りしたところでは、次のとおりとなった。

平成27年1月分から令和元年9月分まで(税率8%)

委託料 47,844,094 円 うち消費税等 3,544,007 円…A 令和元年 10 月分から令和 2 年 7 月分まで(税率 10%)

委託料 11,622,298 円 うち消費税等 1,056,573 円…B 合計消費税等(A+B) 4,600,580 円

(5)バスチャージ券及びタクシー券の管理状況について

- ア 制度所管課は、事務局からバスチャージ券等の印刷業者への発注及び納品状況を把握しておらず、また、印刷業者で発生する試刷りやミスプリントを事務局が回収しシュレッダー処分しているとのことであるが、制度所管課がその確認をしていないため、試刷りやミスプリントによって発生したバスチャージ券等が使用されるリスクがある。
- イ 使用済みのバスチャージ券について、使用済みの印を押した状態で、事務局がバス会社から回収しているとのことであるが、実際の取扱いがどうなっているか制度所管課が把握していないため、使用済のバスチャージ券が再使用されるリスクがある。
- ウ 制度所管課は、事務局におけるバスチャージ券等の利用者への配布状況や在 庫状況を定期的に確認していない。

また、バスチャージ券等の市窓口(制度所管課及び出張所等)での在庫状況 について、各窓口における残枚数の確認方法は、全枚数を確認するのではなく、 通し番号の最も若い番号から残枚数を推測する方法であった。

さらに、事務局から制度所管課へのバスチャージ券等の引渡し時には、事務局が受領書を徴取しているが、バスチャージ券の通し番号の記載がなく、その上、制度所管課から出張所等への引渡し時には、受領書すら徴取していない。これらの管理体制の不備から、バスチャージ券等の一部に盗難や紛失があっても気付かない。

<全般にわたる重要事項>

ア 両委託料に係る決算状況の書類の提出を求めたところ、作成されていないこ とがわかった。

管理委託料については委託仕様書に毎年度会計報告を行うこととあるため、 契約に反する状況を制度所管課が看過しているといえる。また、委託業務の決 算状況が分からないため、運営委託料と管理委託料との混同がないか、市のポ イント分と加盟店のポイント分との混同がないか、管理委託料の次年度への繰 越額が適正かなど、ポイント制度の運営状況及び利用状況の実態を制度所管課 が把握できていない。

- イ 管理委託料の委託仕様書に、ポイントの統計・分析によるニーズ調査が含まれているため成果品の提出を求めたところ、当該業務は実施されていないことがわかった。上記アと同様に契約に反する状況を制度所管課が看過しているといえる。
- ウ 制度所管課によれば、事務局機能は先述の一般社団法人地域づくり支援機構 ではなく、株式会社アール・アイ・シーという別の会社が担っているとのこと である。

これは、契約相手方と実質的な受託者が異なっているという重大な問題であり、一般社団法人地域づくり支援機構が、委託業務の主たる業務を株式会社アール・アイ・シーに再委託していると見受けられる。また、株式会社アール・アイ・シーの所在地が事務局の所在地と同一場所であることから、事務局の業務と株式会社アール・アイ・シーとの業務の混同が起こるおそれも考えられる。

以上述べた事実及びリスクのうち(3)ウ及び(4)ウについては、原資に加算している消費税等の現金相当額について、慎重かつ丁寧に調査を行い、その結果過払になっていると判断された場合は、過去分も含め事務局に対し返還を求められたい。また、今後の支払方法について、1ポイントあたり1円(内税)に改め、消費税等分の差額が生じないように契約条件の見直しについても併せて検討されたい。

また、管理委託料はポイント還元の原資であるため、ニーズ調査業務については運営委託料の業務に付け替えた上で確実に実施させ、ポイント事業の効果測定に生かされたい。

加えて、契約相手方と実質的な業務を行っている受託者が異なっていることは、契約書に規定する再委託禁止に反すると思われる。実情を整理し見直しを 図られたい。

総じて、ポイント制度全般の運用状況における様々なリスクについて、制度 所管課がこれまで十分認識してきたか疑問である。 ポイント制度の一連の流れの中で、制度所管課の事務局へのシステム構築等の運営実績をはじめとする信頼が、ともすればガバナンス意識の欠如につながり、事務局任せになってきたとも考えられる。このことは制度所管課としての事務局へのガバナンスが問われる状況にあるといえる。

本市内部も含め、信頼関係をもとに事業が行われてきたことを推測できるが、 仮に何らかのリスクが顕在化した時には、制度全体、ひいては本市の信用にか かわる事態となることは容易に想像できる。

これらのことを踏まえ、制度所管課は制度全体の各部の再点検により、内部統制上のリスク管理と委託先事業者へのガバナンス体制を整えられたい。

地域づくり推進課 (東寺林連絡所を含む。)、スポーツ振興課

【意見】

前回の定期監査で、地域活動推進課内において奈良市自治連合会に雇用されている臨時職員が、市の職員と机を並べる形で自治連合会の事務を行っている事案を指摘したところであるが、現在の地域づくり推進課においても同様の状況が続いており、また、スポーツ振興課内でも奈良市体育協会の臨時職員が協会事務を行っている。

長年にわたってこのような状況が継続しているが、その間にも、平成29年6月26日付け奈総総第39号通知「執務室への立入制限の徹底について」において、「市では、個人情報、特定個人情報、法人等の内部情報その他市の政策決定に関する機密性の高い情報等(以下これらを「重要情報」という。)を多数取り扱っており、(中略)重要情報について重大な情報漏えいを引き起こす可能性が懸念され」るとし、そうした懸念を払しょくするといった趣旨から、「立入制限区域」を設定し、立入制限を徹底するよう各課に求められているところである。

両課におけるこれらの団体は、本市から毎年、交付金や補助金の交付を受ける団体であるため、予算要求や交付決定など、本市の内部的な意思決定の過程における情報が伝わることにより公平性や中立性が損なわれる可能性も否定できない。

それぞれの団体と本市との間には、パートナーシップや協働の理念により、本市の施策を推し進めるための強い結びつきが必要であることは理解できるが、あくまでも臨時職員の行う業務は自団体の業務である。本市側に事務室を使用させるメリットがあるとしても、同時にリスクが存在することも改めて認識すべきである。

前回の指摘以降、覚書を取り交わし守秘義務等を当該団体に課した形となっているが、様々なリスクに対応する責任は市の側にもあり、不十分な対応と言

わざるを得ない。先に述べた、「執務室への立入制限の徹底について(通知)」 の趣旨を認識した上で、それを実現するという方向性を示されたい。

スポーツ振興課

前回の定期監査においても指摘したが、行政財産の使用許可 11 件について査閲したところ、うち 10 件で事務処理の遅延が見受けられた。中には、使用許可日から 5 か月経過した監査基準日においても、調定等の事務処理が行われていない事例が 4 件あった。

奈良市会計規則(昭和 40 年奈良市規則第1号)第11条の規定に基づき、 行政財産の使用許可時に調定等の事務処理を行うよう改められたい。

月ヶ瀬行政センター 地域振興課

(1) 月ヶ瀬梅の資料館における自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可について、使用許可条件から「光熱水費等の負担」の項目を除外していた。

奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)第25条の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けた者から当該自動販売機の電気料金を徴収されたい。

(2) 前回の定期監査においても指摘したが、市道沿いの2件の草刈作業業務委託において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号による随意契約(3者見積)を締結していた。この2件の委託業務は、ほぼ同じ工期であり契約を分ける必要性に乏しく、一括発注すると予定価格が50万円を超え、競争入札が必要な契約であった。

工期がほぼ同じであることを考えると、競争入札による一括発注の方が経費的に安価になると考えられることから、安易に契約を分割して随意契約を締結することなく、競争入札により公平性と透明性を確保されたい。

月ヶ瀬行政センター 地域振興課、文化財課

【意見】

月ヶ瀬梅林の管理について、長年にわたり公益財団法人月ヶ瀬梅渓保勝会に対し、文化財課から月ヶ瀬梅渓保勝会事業補助金が、月ヶ瀬行政センター地域振興課から月ヶ瀬梅渓保勝会補助金がそれぞれ支払われている。文化財課の補助金は名勝指定地を対象とし、月ヶ瀬行政センター地域振興課の補助金はそれ以外の敷地を対象としているが、いずれも月ヶ瀬梅林の保護育成を目的としたものであり、補助金の対象事業として薬剤散布や草刈といった同じような作業

も行われている。

月ヶ瀬行政センター地域振興課は、補助金の交付申請時に、補助金の対象エリアが文化財課の補助対象である名勝指定地と重なっていないことを確認していた。また、事業実績報告時にはそれぞれの課が収支決算書に基づいて自課の補助金に関する作業内容及び領収書の確認を行ったとのことである。しかし、月ヶ瀬行政センター地域振興課に提出された収支決算書及び領収書には詳細な内訳がなく、文化財課の補助対象の作業との混同及び補助対象経費が双方に計上されていないかを相互に比較し、判別することができない状況であった。

目的や作業内容が同じ事業について名勝指定地か否かだけで別々の補助金に分けて交付しなければならない理由は見当たらず、また、分けて交付することにより、両課にそれぞれ他方の補助金との重複がないかの確認や調整が必要となり、事務の負担の面からも効率的ではないと思われるため、これら二つの補助金の統一を検討されたい。

(消防局)

指令課

奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託について、関係書類を査閲したところ、受注者とは異なる業者がサポート体制に組み込まれていたが、書面による再委託の承諾行為が行われていなかった。

再委託について、契約書第 14 条第 2 項に、あらかじめ発注者に書面による承諾を得た場合は、受注者が第三者に再委託させることができる旨規定されているため、契約書に基づき書面により承諾行為を行われたい。

【意見】

奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託において、契約書の条文に「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受注者からの申し出により、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とあり、業務全部の再委託も可能な規定となっていた。また、実際の再委託の内容が委託業務の全部又は主たる部分に当たるかどうか確認しようとしたが、書面がないため判別できない状況であった。

一般的に、市が契約を締結するにあたっては、契約方法が入札であれば入 札参加資格等、随意契約であれば技術力、業務実績等の契約相手方への信頼 性を前提としていることから、業務の全部又は主たる部分を再委託すること は、受注者の履行能力を信頼して業務を委託する意義がなくなり、ましてや、 あらかじめ市が承諾すれば一括再委託を容認することもできる規定を契約 書に設けることは不適切と考える。また、容認できる再委託もあるが、内容によっては、受注者と契約するよりも、市が再委託先に直接契約した方が安価になることも想定される。

以上のことから、契約書の条文について、一括再委託を禁止する規定に見直すとともに、委託業務の主たる部分の解釈が各課において異なることがないように、再委託できる業務の考え方の例示や金額面からも主たる部分の判断ができるよう再委託承諾申請書への再委託予定金額の明記等詳細事項を定めた、再委託に関するガイドラインの策定も含め、市全体として再委託のあり方について検討する必要がある。その上で、所管課は、再委託承諾申請書が提出された際には、再委託の業務内容、理由等を十分精査し、再委託を承諾するかどうかを適正に審査されたい。

(教育委員会)

教育部

文化財課

史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務委託において、契約金額 の算定に、落札された基準単価が反映されていなかった。

これは、嘱託登記業務委託は、入札については基準単価で行うが、契約については、落札された基準単価からその他の業務の単価を比例算定し、各々の単価に予定される業務の数量を掛け合わせた総額にて契約する方式を採用しているが、落札後の不動産登記等発注確認簿の作成時に、基準単価を落札額に変更せず、あらかじめ入力されている様式(記入例)のまま用いたことによる。

この単価入札・総額契約の方式は他にも数量等の入力項目があり、総額計算が複雑ではあるが、契約金額は契約情報の中でも極めて重要な情報であることから、算定にあたっては細心の注意を払い、適正に事務処理を行われたい。

【意見】

嘱託登記業務は、公共嘱託登記業務発注基準(以下「発注基準」という。)により、契約事務の基準、契約事務の流れ及び使用する様式が規定されている。 発注基準において、入札は基準単価で行うと明記されている一方、契約は契約書様式に総額の記載欄があり、総額で契約を行う規定となっている。

嘱託登記業務における各業務の設計単価は、近畿地区用地対策連絡協議会の 公共嘱託登記(土地家屋調査士)業務積算基準及び奈良県土木公共工事実施設 計労務単価により規定されている。落札後の各業務の単価は、設計単価から基 準単価の落札率に比例して決定される。嘱託登記業務における各業務の数量は、 発注した現場の状況により決定されるため、発注基準に定める様式の名称が

「業務数量予定表(当初予定用)」となっており、落札直後と現場確認後の数量が別枠で設けられていることからもわかるとおり、性質上、契約時に確定させることができないものである。また、契約金額に合わせて業務量を調整することもできない。

よって、嘱託登記業務の契約総額は、委託者又は受託者の任意で決定できる ものではなく、業務終了後に確定した数量にて総額を再計算し契約変更を行う ことが毎回必要となっている。

自治体の契約は、契約時に業務量を確定できる場合は総額契約が原則であるが、嘱託登記業務は先述のとおりその性質上、総額契約には適さないと考える。 単価入札・総額契約の方式が事務の増加及び誤りを招いている傾向も見受けられることから、発注基準の所管課において単価契約への変更を検討されたい。

また、今回の定期監査において誤りが発生した不動産登記等発注確認簿の様式(エクセルデータ)を査閲したところ、落札額の入力セルが印刷範囲外にある、各業務の金額の計算を手入力する必要がある、書式設定の誤りがあるなどの事務処理の誤りを誘発しやすい点が多数見受けられた。さしあたっては、発注基準に定める様式について誤りがないか、計算式が入力されているかなど、発注基準の所管課において見直しを行い、事務の改善を図られたい。

教育支援·相談課

奈良市教育支援委員会の委員に対し、報酬のみが支給され、費用弁償は支給されていなかった。

当該委員会は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)に規定する附属機関で、委員は、非常勤特別職として委嘱されているものであり、奈良市教育支援委員会規則(昭和53年奈良市教育委員会規則第12号)第10条に費用弁償に関する規定があることから、委員としての活動に関する費用弁償は、当該規則に基づき適正に支給されたい。

また、委員への出席依頼について、依頼文の発出者名は委員長となっていたが、起案が所管課の課長専決となっていた。

附属機関における最終の意思決定権は、当該附属機関の長にある。決裁権者を確認し、適正に事務処理を行われたい。

中央図書館(西部図書館、北部図書館を含む。)

施設修繕の関係書類を査閲したところ、予定価格及び契約金額が 20 万円

以上であり、かつ、相手方が特定される契約ではないが、見積書を1人の者からしか徴取しておらず、また、受注者から請書を徴取していなかった事例が2件見受けられた。

予定価格が 20 万円以上の場合は、奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則 第 43 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2 人以上の者から見積書を徴 取した上で契約相手方を選定されたい。また、契約金額が 20 万円以上の場 合は、同規則第 21 条の 2 の規定に基づき、受注者から請書を徴取されたい。

なお、請書の提出については、平成31年4月に同規則が改正されたところであるため、主務課は契約に関する例規の改正に注意を払い、適正に契約事務を行われたい。

春日中学校

隣接する視聴覚準備室及び視聴覚室の修繕について、いずれも床にパネルカーペットを敷く修繕を、3週間足らずの間に同一業者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号による随意契約(2者見積)を締結していた。両室は、部屋の広さに約4倍の差があるにもかかわらず、予定価格は同額、契約額もほぼ同額であった。また、両室の修繕を一括発注すると予定価格が50万円を超え、競争入札が必要な契約であった。さらには、各室の修繕完了報告に添付されていた写真のうち、部材搬入に係る写真は両室で同一のものであった。

修繕箇所が隣接しており、両室を一括して発注することは修繕の意思決定 当初から容易に想像できたと思われる。

このような発注は、競争入札を避けるための分割発注と思われるため、厳に慎まれたい。

【複数課にわたる共通意見】

前回の定期監査において、教職員の学校校地内における通勤用自動車の駐車について意見を述べたところであるが、本市では、教育財産(行政財産)である市立小中高等学校校地での教職員による通勤用自動車の駐車が、長年にわたり正式な手続を定めずに行われている。これは、安全上の問題もある上、学校施設の適切な管理とはいえない状態である。

教育委員会によると、教職員は一般職員と異なり、通勤困難校への通勤、 児童や生徒の急な発病や受傷及び生徒指導等で迅速な対応を必要とする場 合や、早朝や夜間に及ぶ部活動や生徒指導等の公務もあり、公共交通機関の みの利用では、現実的に対応できないなどの理由から、校地内で安全に駐車 できるスペースがあり、教育上支障がなければ校地内での通勤用自動車の駐 車が行われているとのことである。しかしながら、理由とされている諸事情は教育を行うことに関連するものではあるが、教育を行う上で当然に必要とされるものとまでは認められない。

よって、教職員の校地内での通勤用自動車の駐車に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等にも照らした上で、校地内での教職員の通勤用自動車の駐車を承認するのであれば、体系的に規程の整備を行い適切に学校施設の管理を行っていく必要がある。また、規程の整備にあたっては、明確な基準、手続等を検討するとともに、目的外使用に当たると判断する場合は使用料の徴収も検討するなど、教職員の通勤用自動車の校地内駐車について適切な措置を講じられるよう改めて要望する。

また、今回の定期監査では、市の出先機関の一部も監査対象であり、職員の通勤用自動車の駐車状況を確認したところ、市有地内に駐車しているが、特別な手続を経ていない事例が散見された。

このことは教育委員会と同様に適切な状態とはいえないことから、市有地内への駐車理由を整理した上で、行政財産使用許可の手続をとるなど適切な措置を講じるよう要望する。

なお、教育財産については、先述のとおり他の行政財産と事情が異なると 考えられることから、市全体での統一見解を待つのではなく、教育委員会と して独自で対応を図ることについても併せて検討されたい。

【複数課にわたる共通意見】

行政財産使用料において、更新申請が許可期間満了日の30日前までになされていない事例が散見された。また、電柱、看板、ガス管、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するときは、奈良市行政財産使用料条例(昭和49年奈良市条例第19号)第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)別表の規定を準用することとされているが、条例改正前の規定に基づいて誤って計算していた事例が散見された。

行政財産使用許可を行う所管課は、行政財産の使用許可の更新を受けようとする者に対し、奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)第23条第1項に基づく更新申請を許可期間満了日の30日前までに行うよう指導されたい。また、関係例規等の最新情報に注意を払い、行政財産使用料を適正に算出し、徴収されたい。

【複数課にわたる共通意見】

市が交付する補助金について、補助金交付団体からの補助事業実績報告時に、所管課は、収支決算書は徴取しているが、領収書等外部証拠資料の原本との突合による計数確認を行っていない事例が散見された。また、指定管理及び精算条項付きの委託料においても同様の状況であった。

このような状況では、補助金等が対象経費に確実に支出されたか判断できないため、実績報告を受ける際には収支決算書に加えて、領収書等の原本の提出を求め、補助金等が補助等の目的に沿って執行され、対象外経費に支出されていないかを確認する必要がある。その上で収支決算書と領収書等との突合を行うことにより、収支決算書が正確に作成されているかを適切に審査されたい。併せて、領収書等を確認した際にはその証跡を残すなど、事後の説明責任を担保されたい。

【複数課にわたる共通意見】

指定管理施設の使用料については、収納事務が指定管理者に委託されているが、所管課は指定管理者による使用料の収納状況を、指定管理者が作成した報告書でしか確認していない事例が散見された。

このような状況では、指定管理者から入金された金額が正確であるか判断できないため、所管課は公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、使用料の調定決議を行う際には、入金額と使用申請書等との突合を行うことにより、使用料の収納状況を適切に把握し、指定管理者からの報告内容が正確であるか確認されたい。併せて、使用申請書等を確認した際にはその証跡を残すなど、事後の説明責任を担保されたい。